

【改正後全文】

一部改正

老 発 第 2 1 3 号
平成13年5月25日
老発第0609002号
平成15年6月9日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省老健局長

介護予防・地域支え合い事業の実施について

標記については、介護保険制度の円滑な実施の観点から、高齢者が要介護状態に陥ったり、状態が悪化することがないようにする介護予防施策や自立した生活を確保するために必要な支援を行う生活支援施策の推進を図るため、今般、別紙のとおり「介護予防・地域支え合い事業実施要綱」を定め、平成13年4月1日から適用することとしたので通知する。

については、本事業の実施に努められるよう特段の御配慮をお願いするとともに、管内市町村に対して、周知徹底を図るなど、本事業の円滑な実施についてご協力を賜りたい。

介護予防・地域支え合い事業実施要綱

1 目 的

介護予防・地域支え合い支援事業は、要援護高齢者及びひとり暮らし高齢者並びにその家族等に対し、要介護状態にならないための介護予防サービス、生活支援サービス又は家族介護支援サービスを提供することにより、これらの者の自立と生活の質の確保を図るとともに、在宅の高齢者に対する生きがいや健康づくり活動及び寝たきり予防のための知識の普及啓発等により、健やかで活力ある地域づくりを推進し、もって、要援護高齢者及びひとり暮らし高齢者並びにその家族等の総合的な保健福祉の向上に資することを目的とする。

2 事業内容

別記のとおり。

3 実施方法

- (1) 介護予防・生活支援サービスについては、市町村が、高齢者の需要や生活実態に基づいて総合的な判断を行い、必要とされるサービスを調整・提供していく一連の仕組みが必要となる。例えば、要介護認定調査に併せて、認定調査とは別に必要な調査を行い、その結果に基づいて、在宅介護支援センター等を活用し、総合的なサービス計画を作成するなど、各市町村において、地域の実情に応じた取り組みを進めていくことが望まれる。
- (2) 介護予防・生活支援サービスの提供にあたっては、市町村内の保健及び福祉担当者などの関係者が密接な連携を保ち、チームとして一体的な活動を行うことが重要である。市町村及び関係団体などにおいて全体的な調整を行う場として、基幹型在宅介護支援センターなどにおける「地域ケア会議」等を積極的に活用されたい。

別 記

1 市町村事業

(1) 高齢者等の生活支援事業

ア 事業内容

本事業は、地域の実情に応じて、要援護高齢者及びひとり暮らし高齢者等に対し外出支援サービス等の事業を提供することにより、高齢者が住み慣れた地域社会の中で引き続き生活していくことを支援し、もって、高齢者の保健福祉の向上を図る。

イ 実施主体

実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）とし、その責任の下にサービスを提供するものとする。この場合においては、市町村は、地域の実情に応じ、利用者、サービス内容及び利用料の決定を除き、適切な事業運営が確保できると認められる市町村社会福祉協議会、社会福祉法人、医療法人、民間事業者、特定非営利活動法人、農業協同組合及び農業協同組合連合会等に委託することができるものとする。

ウ 利用料

市町村は、介護保険の対象サービスの利用料との均衡を考慮しつつ、食材料費等の実費等を定め、利用者がこれを負担するものとする。

エ 運 営

- ① 市町村は、本事業の利用申請があったときは、本要綱に照らしてその必要性を検討した上で、本事業の利用決定をするものとする。
- ② 市町村は、本事業の実施状況を記録する利用者台帳その他必要な帳簿を整備するものとする。
- ③ 市町村は、本事業の適正な実施を図るため、委託を受けた者が行う本事業の内容を定期的に調査し、必要な措置を講じるものとする。
- ④ 実施施設は、本事業に係る経理を他の事業に係る経理と明確に区分するとともに、提供したサービスの内容、利用回数等を市町村に報告するものとする。
- ⑤ 市町村は、地域住民に対し、広報等を通じ、本事業の周知を図るものとする。

オ 実施事業

(ア) 外出支援サービス事業

① 実施方法

- a 移送用車輛（リフト付車輛及びストレッチャー装着ワゴン車等）により利用者の居宅と在宅福祉サービスや介護予防・生きがい活動支援事業を提供する場所、医療機関等との間を送迎する。
- b ショッピングセンター等での移動支援のための拠点を整備し、各種情報の提供や電動スクーター、車いすの貸出等を行う。

② 利用対象者

- a おおむね65歳以上の高齢者であって、一般の交通機関を利用することが困難なもの。
- b おおむね60歳以上の高齢者であって、下肢が不自由なもの。

③ 事業実施にあたっての留意点

道路運送法（昭和26年法律第183号）等他の法令等に抵触しないよう留意すること。

(イ) 寝具類等洗濯乾燥消毒サービス事業

① 実施方法

寝具類等の衛生管理のための水洗い及び乾燥消毒等のサービスを行う。

② 利用対象者

おおむね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する高齢者並びに身体障害者であって、老衰、心身の障害及び傷病等の理由により寝具類等の衛生管理が困難なものとする。

③ 事業実施にあたっての留意点

実施施設は利用者の健康等に十分勘案するとともに、衛生管理、排水管理等に十分配慮して実施すること。

(ウ) 軽度生活援助事業

① 実施方法

軽易な日常生活上の援助を行うことにより、在宅のひとり暮らし高齢者等の自立した生活の継続を可能にするとともに、要介護状態への進行を防止す

る。

② 利用対象者

おおむね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する高齢者であって、日常生活上の援助が必要なものとする。

③ 事業内容

- 外出・散歩の付き添いなどの外出時の援助
- 宅配の手配、食材の買物などの食事・食材の確保
- 寝具類等大物の洗濯・日干し、クリーニングの洗濯物搬出入
- 庭・生垣・庭木等家周りの手入れ
- 家屋の軽微な修繕、電気修理などの軽微な修繕等
- 家屋内の整理・整頓
- 朗読・代筆などの多少目が不自由な方に対する援助
- 雪下ろし、除雪
- 台風時等自然災害への防備
- 健康管理に関する助言等
- 栄養管理に関する助言等
- その他在宅のひとり暮らし高齢者等の生活支援に資する軽易な日常生活上の援助

④ 事業実施にあたっての留意点

この事業は、生活援助内容に応じ必要な知識経験を有している人々がサービスの担い手として幅広く参加することを想定している。このため、経験豊富で健康な高齢者をはじめとする地域住民やボランティアが積極的に参加できるよう、シルバー人材センター等を活用した体制づくりを行うこと。

(エ) 住宅改修支援事業

① 実施方法

高齢者向けに居室等の改良を希望する者に対して、住宅改修に関する相談・助言を行うとともに、介護保険制度の利用（住宅改修費）に関する助言を行う。

② 事業内容

- 住宅の改良に関し、保健師、理学療法士、作業療法士等が利用対象者の

居宅を訪問等により、家屋の構造、高齢者の身体状況及び保健福祉サービスの活用状況等を踏まえて相談に応じ、助言。

- 施工者の紹介及び改良内容についての業者への連絡、調整。
- 施工後の評価及び利用対象者に対する指導。
- その他、住宅改良が円滑に行われるよう関係機関との連絡調整。

③ 留意事項

介護支援専門員又は作業療法士、福祉住環境コーディネーター検定試験2級以上その他これに準ずる資格等を有する者など、居宅介護住宅改修費又は居宅支援住宅改修費の支給の対象となる住宅改修について十分な専門性があると認められる者が、居宅介護支援の提供を受けていない要介護者又は要支援者に対し、居宅介護住宅改修費又は居宅支援住宅改修費の支給の申請に係る理由書を作成した場合について、これを市町村の委託事業又は市町村助成事業として、本メニューの対象事業とすることができる。

なお、その場合の単価は、1件当たり2,000円とする。

(オ) 訪問理美容サービス事業

① 実施方法

老衰、心身の障害及び傷病等の理由により理髪店や美容院に出向くことが困難である高齢者に対して、居宅で手軽にこれらのサービスを受けられるようにするため、移動理美容車や出張理美容チームによる訪問理美容サービスを提供する。

② 利用対象者

おおむね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する高齢者並びに身体障害者であって、老衰、心身の障害及び傷病等の理由により一般の理美容サービスを利用することが困難なものとする。

③ 利用者負担

理美容料金については利用者負担とする。

(カ) 高齢者共同生活（グループリビング）支援事業

① 実施方法

加齢による身体機能の低下を補うため、共同で生活している形態（グルー

プリビング) に対し、次の支援を行う。

- a グループリビングに対する支援プログラムの作成・調整
- b 近隣住民、ボランティア団体による各般の支援体制の構築

② 利用対象者

おおむね60歳以上の高齢者であって、同一家屋内で食事等、お互いに生活を共同で行うことができるもの。

③ 利用定員

5人から9人。

④ 事業実施にあたっての留意点

当該居住形態が5年以上続くと見込まれること。また居住者について、所有権の共有や賃借権等居住に関する権利関係を明確にしておくこと。

(キ) その他の事業

① 実施方法

(ア) から (カ) までに掲げる事業のほか、地域の実情に応じて、在宅の要介護高齢者、ひとり暮らし高齢者等の介護予防・生活支援に資する事業であって厚生労働大臣が適当と認めるものを行う。

② 事業実施にあたっての留意点

本事業を実施するにあたっては、都道府県とも十分な協議の上、適切に事業を実施すること。

(2) 介護予防・生きがい活動支援事業

ア 事業内容

本事業は、高齢者が家庭・地域・企業等社会の各分野で、豊かな経験と知識・技能を活かし、地域の各団体の参加と協力のもとに、高齢者の生きがいと社会参加を促進するとともに、家に閉じこもりがちな高齢者、要介護状態になるおそれのある高齢者等に対し、通所等による各種サービスを提供することにより、社会的孤立感の解消、自立生活の助長及び要介護状態になることの予防を図る。

イ 実施主体

実施主体は、市町村とし、その責任の下にサービスを提供するものとする。

この場合においては、市町村は、地域の実情に応じ、利用者、サービス内容及び利用料の決定を除き、適切な事業運営が確保できると認められる市町村社会福祉協議会、社会福祉法人、医療法人、民間事業者、特定非営利活動法人、農業協同組合及び農業協同組合連合会等に委託することができるものとする。

ウ 利用料

市町村は、介護保険の対象サービスの利用料との均衡を考慮しつつ、食材料費等の実費等を定め、利用者がこれを負担するものとする。

エ 運 営

市町村は、本事業の運営に当たっては、1の(1)のエの①から⑤に準じて行うこととするほか、次に留意するものとする。

- ① 市町村は、特に、保健センター及び基幹型在宅介護支援センターを有効に活用し、保健担当部局と福祉担当部局とが一体となって本事業の運営に当たるものとする。
- ② 保健事業実施要領（平成12年3月31日老発第334号）において実施している「機能訓練（B型）」については、本事業の中で、一体的に実施するものとする。

オ 実施事業

(ア) 介護予防事業

高齢者ができる限り要介護状態になることなく健康で生き生きとした老後生活を送れるよう支援する観点から、介護予防教室等を開催する事業。

- ① 事業内容
 - a 転倒骨折予防教室（寝たきり防止事業）
 - 転倒骨折予防教室の開催（生活相談、健康診断、生活指導、運動機能訓練等）
 - 生活環境・習慣の改善（転倒骨折予防ケアのための生活支援）
 - b アクティビティ・痴呆介護教室
 - アクティビティサービスの実施（音楽活動、絵画、書道、演劇等）
 - 痴呆介護教室の開催
 - c IADL（日常生活関連動作）訓練事業
 - 自立支援教室の開催（炊事・洗濯等の家事訓練を中心とした教室）
 - 生活環境・習慣の改善

d 地域住民グループ支援事業

○ 住民の自主グループ活動育成支援（ボランティアで、介護予防に資する活動を行おうとする地域住民に対する場の提供等の支援）

○ 地域住民による定期訪問活動

e 足指・爪のケアに関する事業

○ 足指・爪ケア教室等の開催（高齢者とその同居家族、保健福祉関係者及び施設従事職員等を対象として、足指・爪のケアの重要性と適切なケア方法の普及を図る教室等の開催）

○ 普及啓発パンフレット等の配布

f その他事業

その他気道感染予防等介護予防に資する教室等であって厚生労働大臣が適当と認めるものを開催する事業

② 事業実施に当たっての留意点

本事業を指定痴呆対応型共同生活介護事業を実施する者に委託する場合には、事業に要する経費のうち、初度設備費として、5,000千円を上限に補助できるものとする。（ただし、社会福祉施設等施設整備費又は保健衛生施設整備費など公的な補助を受けた者を除く。）

(イ) 高齢者筋力向上トレーニング事業

① 実施方法

転倒骨折の防止及び加齢に伴う運動機能の低下の防止の観点から、負荷量の微調整が可能な高齢者向けに改良されたトレーニング機器（以下「高齢者向けトレーニング機器」という。）を使用し、運動機能の向上に資する包括的なトレーニングを行う。

② 利用対象者

おおむね60歳以上の在宅の高齢者であって、事業実施により効果が期待できるものとする。

なお、要支援者のほか、要介護1又は2の者も対象として差し支えないが、介護保険サービスの通所リハビリテーション又は訪問リハビリテーションの利用者は、本事業の対象としない。

③ 事業内容

a 専門スタッフによるアセスメント

専門スタッフ（医師、理学療法士、健康運動指導士、保健師等）は、事業開始前に対象者の健康状態、生活習慣、体力などの個別の状況を把握する。

b 個別運動プログラムの作成

専門スタッフは、対象者の特性にあわせて個別プログラムを作成する。

個別プログラムとは、体力測定等により初期評価を行った上で、対象者の筋力を高め、柔軟性とバランス能力を向上させることを期待できる、包括的なトレーニングプログラムを言う。

(a) プログラム実施機関

おおむね3ヶ月程度とし、実施回数は、対象者の負担とならず、かつ、効果が期待できる回数を設定すること。

(b) プログラム内容

高齢者向けトレーニング機器を使用し、①トレーニングの基礎的な技能を修得する期間、②筋力を強化するトレーニングを行う期間、③生活動作の機能向上を目的としてトレーニングを行う期間等、一定の期間毎に一定の目標を定め、対象者の状況に応じて、過度の負担がかからないようにプログラムを設定する。

c トレーニング効果等のフォローアップ

トレーニング期間の終了時に、参加状況、生活改善状況、トレーニングの効果測定等の評価を行うとともに、利用者が継続してトレーニングを行えるよう配慮する。

④ 事業実施に当たっての留意点

a 市町村は、高齢者向けトレーニング機器を整備するとともに、専門スタッフに対して、筋力トレーニングの指導に必要な研修を行うものとする。

b 市町村は、関係団体および関係機関等と連携・調整し、事業の円滑な実施のための体制の整備を図るものとする。

c 専門スタッフによるアセスメントを行わない場合や、高齢者向けトレーニング機器を整備しない運動施設等での事業は、本事業の対象とはならないので留意すること。

d 事業が安全に行われるよう、主治医との連携の上で実施するものとする。

- e 事故防止のため十分な注意を払うとともに、参加者の安全性を十分に考慮し、緊急時にも対応できるよう体制を整備すること。

(ウ) 高齢者食生活改善事業

① 事業目的

高齢者及びその家族を対象に、高齢者の食生活改善を支援することを目的とする。

② 事業内容

- 高齢者及びその家族に対し、高齢者の食生活において必要な注意事項とその対策に関する指導を行う者（在宅栄養士、食生活改善推進員、ボランティア等）に対する研修の実施
- 高齢者及びその家族を対象とする高齢者の食生活において必要な注意事項とその対策に関する教室等の開催
- 食生活改善推進員等が高齢者宅を訪問して行う食生活改善の支援
- 高齢者の食生活上の留意点等に関する普及・啓発

③ 事業実施に当たっての留意点

- 保健・福祉・医療関係部局との連携を図り、事業の円滑な実施のための体制の整備を図るものとする。
- 関係団体および関係機関等と連携・調整を図るものとする。

(エ) 運動指導事業

① 実施方法

生活習慣病予防のための運動指導を効果的に推進する。

② 利用対象者

40歳以上の者で基本健康診査や健康度評価等の結果から、運動指導を行うことにより、生活習慣病予防の効果が期待できると認められる者

③ 事業内容

- 初期のアセスメント
指導担当者（医師、理学療法士、保健師、管理栄養士、健康運動指導士等）が対象者の健康状態、生活習慣、運動能力などを把握する。
- 運動プログラムの作成

指導担当者は、対象者の特性にあわせて運動プログラムを作成する。

プログラムの内容は、ストレッチング、軽体操、ウォーキング、水中運動等の具体的な運動方法、運動開始時・終了時のセルフチェック方法等とする。

○ 運動指導

運動指導にあたっては、対象者が運動プログラムに従い適切に運動を行い、かつ継続できるよう指導する。実施回数は、週1回程度、実施期間はおおむね2か月程度とする。

④ 記録の整備

対象者ごとに、指導内容、指導日付、担当者、運動の内容・強度等の記録簿を作成する。

⑤ 効果の評価

実施期間終了時に、参加状況、種々の健康評価項目、生活改善状況などを評価する。

⑥ 事業の実施場所

市町村保健センター等とする。必要に応じ、健康増進施設、老人保健施設等に委託できるものとする。

⑦ 事業実施に当たっての留意点

- 市町村は指導担当者に対して、生活習慣改善に必要な運動指導についての研修を、必要に応じて行うものとする。
- 保健・福祉・医療関係部局との連携を図り、事業の円滑な実施のための体制の整備を図るものとする。
- 関係団体および関係機関等と連携・調整を図るものとする。
- 事業が安全に行われるよう、かかりつけ医等との連携の上で実施するものとする。

(オ) 生きがい活動支援通所事業

① 実施方法

家に閉じこもりがちなひとり暮らし高齢者等に対し、通所によって、その希望及び身体状況に応じた日常動作訓練、趣味活動等のきめ細かなサービスを提供する。

② 利用対象者

おおむね60歳以上のひとり暮らし高齢者等であって、家に閉じこもりがちなものとする。

③ 事業実施にあたっての留意点

- a 市町村は、事業の実施について、地域住民に対して広報誌等を通じて周知を図るものとする。
- b 市町村は、日常動作訓練から趣味活動等の各種事業を幅広く提供できるよう、事業の実施施設の状況及び利用対象者の希望を把握し、事業を計画的に実施するものとする。
- c 事業の実施は、実施施設を中心に行うものとするが、特に高齢者スポーツや園芸等を行う場合は、他の適切な場所において行うこととして差しつかえない。
- d 市町村は、実施施設、社会福祉協議会、老人クラブ等の関係機関と連携を密にするものとする。
- e 本事業を民家を改修する等により指定通所介護事業を実施する者に委託する場合については、事業に要する経費のうち、初度設備費として、5,000千円を上限に補助できるものとする。(ただし、社会福祉施設等施設整備費など公的な補助を受けた者を除く。)

(カ) 生活管理指導事業

基本的な生活習慣が欠如していたり、対人関係が成立しないなど、いわゆる社会適応が困難な高齢者に対して、訪問又は短期間の宿泊により日常生活に対する指導、支援を行い、要介護状態への進行を予防する事業。

① 生活管理指導員派遣事業

日常生活に関する支援・指導（基本的な生活習慣を習得させるための支援・指導）、家事に対する支援・指導、対人関係の構築のための支援・指導（近隣住民との関係修復等）、関係機関等との連絡調整等を行う。

② 生活管理指導短期宿泊事業

養護老人ホーム、生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）、軽費老人ホーム、特別養護老人ホーム等の空きベッドを活用して一時的に宿泊させ、生活習慣等の指導を行うとともに体調調整を図る。

(キ)「食」の自立支援事業

在宅の高齢者等が健康で自立した生活を送ることができるよう、配食サービスや食事の提供を伴う生きがい活動通所支援事業等の「食」に関わるサービスを、「食」の自立の観点から十分なアセスメントを行った上で計画的・有機的につなげて提供する事業。

① 事業内容

a 食関連サービスの利用調整

対象者の心身の状況、その置かれている環境、対象者及びその家族等の希望等の情報を収集、分析するとともに、地域の実情に応じ、配食サービス、生きがい活動通所支援事業等のほか、地域住民が主体となった活動などのインフォーマルサービスも含めた社会資源の状況を勘案して、「食」の自立の観点から、食関連サービスの利用調整を行う。また、定期的（おおむね3か月～6か月程度）にサービスの実施状況、利用者の状態等を確認し、必要に応じ、サービスの再調整を行う。

b 配食サービスの実施

aにより必要と認められた者に対し、配食サービスを実施する。

(a) 実施方法

調理が困難な高齢者等に対して、定期的に居宅に訪問して栄養のバランスのとれた食事を提供するとともに、当該利用者の安否確認を行う。

(b) 利用対象者

おおむね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属する高齢者並びに身体障害者であって、自立支援の観点からサービスを利用することが適切であると市町村が認めたものとする。

(c) サービス提供に当たっての留意点

・ サービス提供に当たっては、対象者の心身の状況、その置かれている環境、対象者及びその家族等の希望等の情報を収集、分析することが必須となるが、その体制整備に一定の期間を要することに鑑み、当分の間は、改正前の通知に基づく「配食サービス事業」とし

て実施することができるものとする。

- ・ 実施施設は、利用者の健康等を十分勘案するとともに、食品衛生管理に十分配慮し、保健所等関係機関と密接な連携を保つこと。
- ・ 市町村は、実施施設、民生委員、社会福祉協議会等の関係機関との連携を密にするとともに、食生活改善推進員、ボランティア等の協力が得られるよう配慮し、円滑な運営に努めること。

② 事業実施に当たっての留意点

- a 食関連サービスの利用調整については、その記録を独立したプランとして作成するのではなく、既存の居宅介護サービス計画（ケアプラン）又は介護予防プランに反映させる形で作成するものとする。
- b 市町村は、常にインフォーマルサービスを含めた地域の社会資源を把握し、サービスの利用調整等に適切に反映できるよう努めるものとする。

(3) 家族介護支援事業

ア 事業の趣旨

本事業は、高齢者（40歳以上65歳未満の者であって特定疾病に該当するものを含む。以下この事業において同じ。）を介護している家族等の様々なニーズに対応し、各種サービスを提供することにより、高齢者を介護している家族の身体的、精神的、経済的負担の軽減を図るとともに、要介護高齢者の在宅生活の継続、向上を図ることを目的とするものである。

イ 事業主体

実施主体は、市町村とし、その責任の下に事業を実施するものとする。この場合において、市町村は、地域の実情に応じ、利用者、サービス内容及び利用料の決定を除き、本事業の一部を適切な事業運営が確保できると認められる団体に委託することができるものとする。

ウ 運営

市町村は、本事業の運営に当たっては、1の(1)のエの①から⑤に準じて行うこととするほか、次に留意するものとする。

- ① 市町村は、特に、保健センター及び基幹型在宅介護支援センターを有効に活用し、保健担当部局と福祉担当部局とが一体となって本事業の運営に当たるものとする。